

第25回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

日 時 令和元年7月12日(金) 14:00~15:30
場 所 尼崎市役所南館地下1階会議室

I 委嘱式

委嘱状交付

II 第25回会議

- 1 挨 拶
- 2 委員紹介
- 3 会長の選出
- 4 傍聴人の取扱いについて
- 5 尼崎市における動物愛護管理業務の現状について
- 6 協議事項に基づく意見交換について

(添付資料)

- 資料1 第25回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱
- 資料3 尼崎市動物愛護管理推進協議会の傍聴の取り扱いについて（案）
- 資料4 尼崎市における動物愛護管理業務の現状について
- 資料5 尼崎市動物愛護基金関連資料
- 資料6 尼崎市多頭飼育不妊手術助成金交付要綱
- 資料7 協議会検討事案について
- 資料8 猫不妊手術啓発用チラシ

尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」第39条の規定に基づき、市民と行政が一体となった動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物が共に幸せに暮らせる社会づくりを行うため、尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議」から提言を受けた項目を具現化するための具体的な取り組みの検討及び推進に関すること。
- (2) 動物愛護推進員の活動の支援等に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は10名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、市民、社会福祉協議会代表者、市内関係団体代表者、学識経験者及び行政関係者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項に規定する委員のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(会長)

第4条 協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第6条 協議会には作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

以上

付 則

- 1 この要綱は、平成23年6月30日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成24年度末までとする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、最初に召集される協議会は、市長が召集する。

尼崎市動物愛護管理推進協議会の傍聴の取り扱いについて(案)

1 傍聴の取扱い

尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、協議会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めない。

- (1) 個人情報に関する事項
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項
- (3) その他傍聴させることが公平又は円滑な審議に支障となる場合

2 会議開催の周知

協議会の会議開催日時等を周知するため、会議開催日の概ね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した検討会議開催通知を市役所のホームページに掲載する。

3 傍聴の定員

傍聴の定員は原則として10人とする。ただし、協議会の会議の開催場所の規模等を考慮し、これによりがたい場合は、別に会長が定める。

4 傍聴の手続き等

- (1) 協議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他会長が必要と認める事項を記載した傍聴券交付申請書を会長に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券交付申請書は会議開会の30分前から配布する。
- (3) 会議開会15分前の時点で、傍聴申請者の数が定員を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定める。なお、会議開会15分前の時点で、傍聴申請者の数が傍聴席に満たない場合は、開会前まで、先着順に受け付ける。
- (4) 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。なお、傍聴券は会議終了後に回収する。
- (5) 会議開会以降は傍聴席に入ることはできない。
- (6) 前5項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が特に認めるものは、協議会の会議を傍聴することができる。

5 写真、録画及び録音の禁止

会議中の写真、録画及び録音を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りでない。

6 傍聴することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、協議会の会議を傍聴することができない。
 - ア 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

- イ 酒気を帯びていると認められる者
- ウ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- カ ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者（ただし、会長の許可を得た者を除く。）
- キ 上記に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者。

(2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長が傍聴を認めた場合は、この限りでない。

7 傍聴人の守るべき事項

- (1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れないこと。
 - イ 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - エ 飲食をしないこと。
 - オ 携帯電話は使用しないこと。
 - カ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

8 傍聴人への資料の配布等

- (1) 傍聴人には、会議で配布される資料を配布し、会議が終了したときに回収する。
- (2) 傍聴人はメモを取ることができる。

9 傍聴人の退場

傍聴人は、協議会の会議において公開しないこととされた事件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

以 上

尼崎市における動物愛護管理

業務の現状について

I 概 要

1 沿革

- 昭和 42 年 尼崎市犬管理事務所を尼崎市中央保健所に置く。
- 昭和 62 年 尼崎市犬管理事務所を尼崎市動物管理事務所と改称
- 平成 10 年 尼崎市動物管理事務所を尼崎市動物愛護センターと改称し、場所も尼崎市中央保健所構内から西昆陽 4 丁目 1 番 1 号へ移設

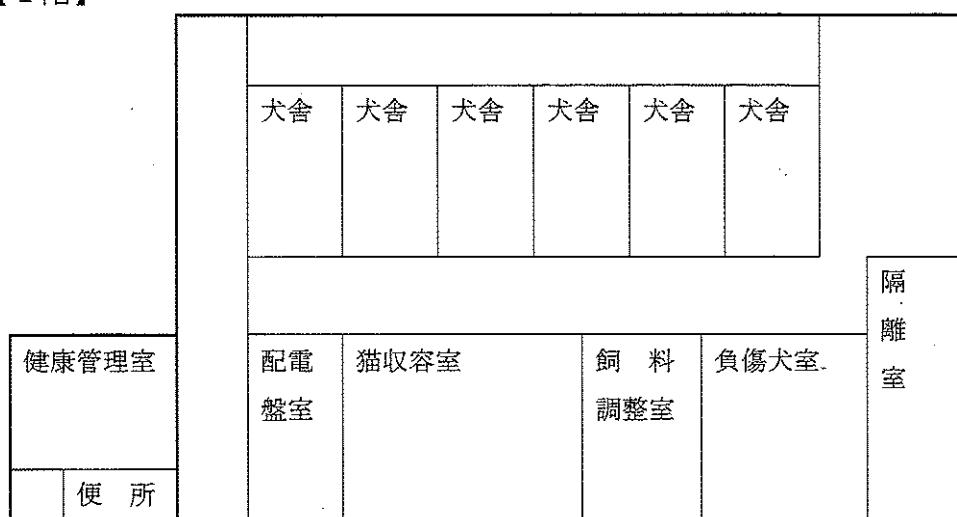
2 職員配置

| | |
|-----------------|----|
| 正規職員（技術職：所長） | 1名 |
| 正規職員（技術職：獣医師） | 2名 |
| 正規職員（技術職：獣医師以外） | 1名 |
| 嘱託職員（収容動物の給餌等）※ | 2名 |

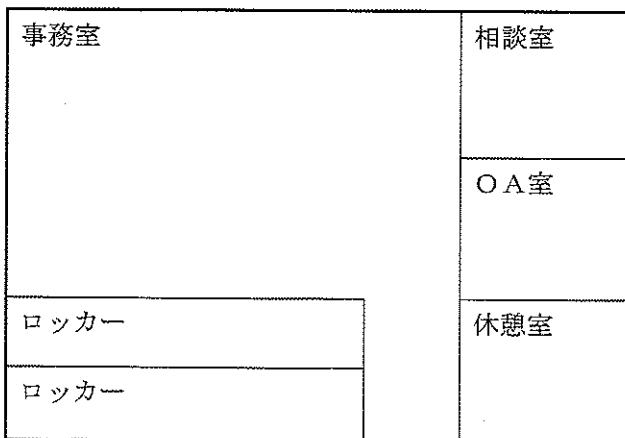
※嘱託職員の勤務は概ね 2 日に一度、1 回 4 時間

3 事業所の規模

【1階】



【2階】



4 所掌する主な法令

【狂犬病予防法関係】

- ・狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）
- ・狂犬病予防法施行令（昭和 28 年政令第 236 号）
- ・狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年省令第 52 号）
- ・狂犬病予防法施行細則（平成 12 年尼崎市規則第 38 号）

【動物の愛護及び管理に関する法律関係】

- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年省令第 1 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する条例（平成 5 年兵庫県条例第 8 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 5 年兵庫県規則第 37 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する規則（平成 21 年尼崎市規則第 31 号）

II 事業概要

1 狂犬病予防関係業務

(1) 犬の登録及び鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等

犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付等に関する業務を行うとともに、犬の登録原簿の管理を行っています。

また、犬の登録にともなう鑑札の交付と狂犬病予防注射の実施にともなう狂犬病予防注射済票の交付事務については、市民の利便性を図るため、尼崎市開業獣医師会にも委託しており、市委託獣医院でも交付受けることができます。

| 年 度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規登録件数 | 1185 | 1312 | 1217 | 1193 | 1268 |
| 注射済票交付件数 | 12851 | 12840 | 12431 | 12127 | 11985 |

(2) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関する啓発及び指導

市報あまがさき、地域での文書回覧、及びホームページなどの媒体を通じて犬の登録及び狂犬病予防注射に関する啓発を行なっています。

また、3月末に狂犬病予防注射の実施に係る案内通知を犬の飼い主に送付するとともに、9月頃、(一社) 尼崎市開業獣医師会の協力により未注射の犬の飼い主に対して再通知による指導を行なっています。

2 動物愛護管理関係業務

(1) 放浪犬の捕獲、収容

市民等からの通報により、係留されていない犬の捕獲、収容を行っています。

(犬の捕獲頭数)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 成 犬 | 12 | 11 | 11 | 7 | 4 |

※捕獲頭数には遺失物法にもとづく警察署からの処分依頼数を含む。

(2) 犬・猫の引取り

やむを得ない理由により飼えなくなった犬・猫の引取りを行っています。

また、飼い主の判明しない犬・猫についても拾得者からの依頼により引取りを行っています。

(犬の引取り頭数)

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 成犬 | 所有者 | 3 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | 拾得者※ | 17 | 17 | 13 | 13 | 6 |
| | 計 | 20 | 21 | 16 | 15 | 7 |
| 子犬 | 所有者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 拾得者※ | 11 | 0 | 3 | 5 | 0 |
| | 計 | 11 | 0 | 3 | 5 | 0 |
| 合 計 | | 31 | 21 | 19 | 20 | 7 |

※拾得者からの引取り数には警察署からの引渡書による引取り数を含む。

(猫の引取り頭数)

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 成猫 | 所有者 | 4 | 1 | 6 | 10 | 21 |
| | 拾得者※ | 27 | 14 | 11 | 7 | 25 |
| | 計 | 31 | 15 | 17 | 17 | 46 |
| 子猫 | 所有者 | 19 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| | 拾得者※ | 233 | 283 | 213 | 177 | 169 |
| | 計 | 252 | 283 | 221 | 177 | 169 |
| 合 計 | | 283 | 298 | 238 | 194 | 215 |

※拾得者からの引取り数には警察署からの引渡書による引取り数と遺失物法にもとづく処分依頼数含む。

(3) 負傷動物の収容と応急処置

道路、公園、その他公共の場所において、交通事故などの理由により負傷した、若しくは疾病にかかった犬・猫等のペット動物の収容を行い、応急処置等を行っています。

また、負傷動物の治療等については、(一社)尼崎市開業獣医師会にも委託しており、市委託獣医院でも応急処置等を受けることができます。

(負傷犬の収容頭数)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 成犬 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 |
| 子犬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(負傷猫の収容頭数)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 成猫 | 22 | 22 | 14 | 18 | 17 |
| 子猫 | 5 | 15 | 7 | 15 | 7 |

(4) 収容動物の返還、殺処分

収容した犬・猫等の飼い主が判明した場合は返還を行いますが、一定期間経過後も飼い主が判明せず、また譲渡希望の申し出もない場合は殺処分することになります。

(収容犬・猫の返還頭数)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 犬 | 13 | 7 | 5 | 7 | 2 |
| 猫 | 18 | 6 | 2 | 1 | 1 |

(収容犬・猫の殺処分頭数)

| | H21 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 犬 | 97 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 猫 | 575 | 275 | 178 | 159 | 101 |

(犬：H27,28,29 の全頭と H30 のうち 2 頭は収容中病死)

(5) 収容動物の譲渡

収容した犬・ねこを一定の要件のもと尼崎市民に譲渡しています。譲渡は事前登録制となっています。

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 犬 | 26 | 24 | 25 | 17 | 11 |
| 猫 | 46 | 59 | 76 | 69 | 140 |

(6) 動物に関する相談等

動物愛護センターには、犬のふんの放置や放し飼い、鳴き声など犬・猫等の飼い方に関する苦情や相談が数多く寄せられます。相談内容に応じて現地確認を行うなど必要な指導、助言を行っています。

また、行方不明となった飼い犬や飼い猫の保護等に関する問い合わせにも応じています。

(動物に関する苦情相談件数)

| | 内 容 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 犬 | 飼い方の苦情・相談等 | 63 | 52 | 34 | 56 | 54 |
| | 不明・保護の問い合わせ | 235 | 174 | 157 | 121 | 87 |
| 猫 | 飼い方の苦情・相談等 | 74 | 27 | 26 | 84 | 93 |
| | 不明・保護の問い合わせ | 145 | 266 | 251 | 163 | 172 |
| その他 | 飼い方の苦情・相談等 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 |
| | 不明・保護の問い合わせ | 39 | 26 | 31 | 44 | 33 |
| 合計 | 飼い方の苦情・相談等 | 137 | 82 | 60 | 143 | 150 |
| | 不明・保護の問い合わせ | 419 | 466 | 439 | 328 | 292 |

(7) 適正飼養に係る普及啓発

市報あまがさき、地域での文書回覧及びホームページなどの媒体を通じて適正飼養に関する普及啓発を行っています。

特に、犬のふんの放置問題に対しては、地域住民に注意を喚起するため尼崎小動物愛護推進協会が作成した啓発プレートとステッカーの配布を行っています。

(8) 野良猫対策活動

野良猫によりもたらされる地域の生活環境の悪化に対し、地域が主体となって不妊手術やその後の世話やしつけを行うことで、野良猫による被害を減らすとともに、地域コミュニケーションの活性化を図っています。

尼崎市はこの活動を促進するため、活動ボランティアと地域住民との連絡調整を行うとともに、野良猫の不妊手術に係る費用の一部助成を行っています。

(野良猫不妊手術実績：助成金を活用した手術匹数)

| H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 170 | 200 | 197 | 265 | 477 | 700 | 708 |

(9) 学校飼育動物適正指導等委託事業

学校飼育動物との関わりを通じ、子どもたちに命の大切さや、思いやりの心を育み、豊かな人間形成の基礎を培うため、尼崎市開業獣医師会と協力して、「学校飼育動物訪問指導」、「講習」、「学校飼育動物の診療」等を行っています。

【補足説明：平成21年度より尼崎市開業獣医師会と尼崎市が当該事業について委託契約を締結しています】

(10) 動物取扱業の登録等

ペットショップなどの動物取扱業の登録等を行っています。

また、全ての既存施設を対象に年に一度、立入調査を実施しています。

(動物取扱業登録数及び登録施設数)

(平成30年3月末時点)

| 販売業 | 保管業 | 貸出し業 | 訓練業 | 展示業 | 計 | 施設数 |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 44 | 87 | 2 | 14 | 6 | 153 | 131 |

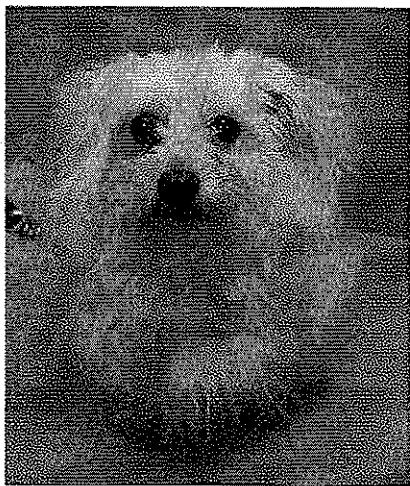
(11) 特定動物の飼養許可等

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」で定める動物）の飼養許可等を行っています。

III 新たな取り組みについて（平成22年度以降）

1 収容動物情報の発信（H24～）

動物愛護センターに収容された犬及び猫の個体情報を写真を付けてホームページに掲載しています。



| | |
|------|-----------|
| 収容日 | 平成〇〇年〇月〇日 |
| 収容場所 | 塚口町〇丁目 |
| 収容経緯 | 拾得 |
| 種類 | 犬（マルチーズ） |
| 毛色 | 白 |
| 体格 | 小 |
| 性別 | オス |
| 首輪 | 無 |
| 推定年齢 | 5歳 |
| 備考 | 無 |

さらに、市内の協力動物病院において、動物愛護センターに収容された迷い犬の情報チラシを掲示していただいている。

2 繰り返し引取りを求める者への対応（H23～）

ねこの引取りを繰り返し求めた方のリストを作成し、その方からねこの引取りの依頼があった場合、TNR活動などこれ以上野良ねこを増やさないために取り組みの必要性を説明しています。

3 譲渡対象範囲の見直し（H24～）

収容動物の譲渡対象者の範囲を広げ、尼崎市民だけでなく、伊丹市民・宝塚市民・西宮市民にも譲渡を行なえるようにしています。

4 収容動物の健康管理（H24～）

収容動物の健康管理のため、混合ワクチンの接種、糞便検査、犬のフィラリア検査、ねこのエイズ等検査を行なっています。

5 新しい飼い主を探すための取り組みへの協力（H24～）

ボランティアが譲渡先を探すためのカラーポスター等の作成について協力しています。

6 譲渡前体験飼養（H24～）

譲渡動物との相性を確認するため、譲渡前に体験飼養が行うことができるようしています。

7 収容動物のトリミング事業開始 (H25~)

全身の被毛が汚れ伸びているなどしている収容犬のトリミングを、市内動物取扱業（保管）のうち、トリミング協力事業者として登録された事業所において行います。その費用は動物愛護基金から支出されます。

8 団体譲渡の実施 (H27~)

新たな飼い主を探す活動（再譲渡）を行っている団体等に対し、センターに収容された動物の譲渡を行います。団体等は、適正施設において飼養しながら、本市の譲渡条件に合致（地域要件を除く）した譲渡先を探す活動を行います。

9 動物取扱施設への定期監視

市内の既存施設に対して年に一度、立入調査を実施しています。

10 協議会の設置 (H22~)

「動物の愛護及び管理に関する法律」第39条の規定に基づき、市民と行政が一体となった動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物が共に幸せに暮らせる社会づくりを行うため、「尼崎市動物愛護管理推進協議会」を設置しています。

11 動物愛護基金の創設 (H24~)

本市における動物愛護管理行政の更なる推進に協力したいという市民等の想いを最大限に生かすことができるよう、平成24年4月から動物の愛護及び管理を目的とした寄付金の受付を開始したところ、6月議会において「動物愛護基金条例」が成立したことから、動物愛護基金において寄付金の管理を行うとともに、当該基金を活用した新たな取り組みを行なっています。

| | 活用金額 | 使 途 |
|--------|-------------|---|
| H24 年度 | 700,000 円 | ・野良猫費用助成の積み増し (70万円分) |
| H25 年度 | 1,224,347 円 | ・野良猫費用助成の積み増し (100万円分) ・動物愛護基金PRチラシの作成 ・動物愛護基金PRポケットティッシュの購入 ・犬猫の適正飼養啓発パンフレットの作成 ・収容犬のトリミング |
| H26 年度 | 1,008,560 円 | ・野良猫費用助成の積み増し (97万円分) ・動物愛護基金PRチラシの作成 ・動物愛護基金PRポケットティッシュの購入 ・収容犬のトリミング |
| H27 年度 | 1,255,480 円 | ・野良猫費用助成の積み増し (100万円分) ・動物愛護基金PRチラシの作成 ・動物愛護基金PRポケットティッシュの購入 ・犬、猫の適正飼養マナー啓発看板の作成 |

| | | |
|--------|-------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・適正飼養啓発物印刷用物品購入 ・収容犬のトリミング |
| H28 年度 | 2,613,650 円 | <ul style="list-style-type: none"> ・野良猫手術費用助成の積み増し(200 万円分) ・収容犬トリミング代 ・動物愛護基金 PR ポケットティッシュ購入 ・犬糞除去マナー啓発用ペーパースコップ購入 ・動物保護収容ケージ購入 ・猫侵入防止機購入（市民貸出用） ・学校飼育動物用飼料購入 ・動物適正飼養啓発パンフレット作成 ・ペット災害対策啓発パンフレット作成 ・収容動物情報（里親募集チラシ等）編集用パソコン購入 ・収容動物情報（里親募集チラシ等）印刷用プリンタ購入 |
| H29 年度 | 4,317,361 円 | <ul style="list-style-type: none"> ・野良猫手術費用助成の積み増し(350 万円分) ・収容犬トリミング代 ・動物愛護基金 PR ポケットティッシュ購入 ・犬糞除去マナー啓発用糞処理袋購入 ・動物保護収容ケージ購入 ・猫侵入防止機購入（市民貸出用） ・学校飼育動物用飼料購入 ・犬用迷子札ホルダー購入 ・収容動物情報印刷用プリンタインク購入 ・動物適正飼養啓発パンフレット作成 ・ペット災害対策啓発パンフレット作成 |
| H30 年度 | 4,272,353 円 | <ul style="list-style-type: none"> ・野良猫手術費用助成の積み増し(345 万円分) ・収容犬トリミング代 ・動物愛護基金 PR ポケットティッシュ購入 ・犬糞害防止啓発用看板 ・動物保護収容ケージ購入 ・猫砂購入 ・学校飼育動物用飼料購入 ・収容動物情報印刷用プリンタインク購入 ・動物適正飼養啓発パンフレット作成 ・ペット災害対策啓発パンフレット作成 |

H3.1 当初予算（8,962,000円）

○不妊手術の費用助成拡充

・野良猫不妊手術費用助成金（4,500,000円） 上限：雌1万円／匹、雄5千円／匹（基金450万円+通常予算100万円=550万円）

・多頭飼育猫不妊手術費用助成金（500,000円） 上限：雌8千円／匹

○ボランティア保護動物管理支援費（センターが団体譲渡した動物に係る不妊手術費、治療費等）（2,500,000円） 上限：50,000円／匹×50匹

○収容犬のトリミング（散髪）代（30,000円）@3,000円×10頭

○動物愛護基金PRに配布するティッシュの購入（40,000円）

○動物飼養マナー啓発看板作成（100,000円）

○動物飼養啓発マナーグッズ（ふん放置防止）の購入（40,000円）

○動物愛護啓発用パンフレット作成費（120,000円）

○学校飼育動物ウサギ用飼料の購入（100,000円）

○収容動物管理費用（512,000円）

○収容動物医薬品購入費（320,000円）

○動物譲渡会会場使用料（200,000円）

12 動物愛護推進員の委嘱（H26～）

動物への理解と知識の普及のため、地域の身近な相談員として住民の相談に応じたり、求めに応じて飼い方の助言をするなど、動物の愛護と適正飼養の普及啓発等の活動を行います。

動物愛護基金の収支（平成30年度～令和元年5月）

| | |
|---|---------------------|
| 平成29年度末基金残額 | 31,305,706 円 |
| 平成30年度寄付金受入額 | 9,117,672 円 |
| 平成30年度運用収入受入額 | 78,050 円 |
| 平成30年度基金繰入額 | 4,272,353 円 |
| 平成31年3月28日～同年4月4日寄付金受入額 | 5,763,766 円 |
| 令和元年5月31日運用収入受入額 | 23 円 |
| 令和元年5月末基金残額 (平成30年5月末～の総運用基金額) | 41,992,864 円 |

（動物愛護基金活用事業）

| | |
|--------------------------|--------------------|
| 収容犬トリミング（報賞費） | 3,000 円 |
| 動物愛護基金PR用ケッティング購入（消耗品費） | 90,072 円 |
| 猫砂購入（消耗品費） | 68,346 円 |
| 大糞害防止啓発用看板購入（消耗品費） | 186,840 円 |
| 動物収容カージ4台購入（消耗品費） | 66,960 円 |
| 学校飼育動物用飼料購入（消耗品費） | 155,129 円 |
| 収容動物情報報印刷用アリタツウ購入（消耗品費） | 44,966 円 |
| 動物適正飼養啓発パンフレット作成（印刷製本費） | 120,420 円 |
| ハート災害対策啓発パンフレット作成（印刷製本費） | 39,960 円 |
| 動物愛護基金ハート作成（印刷製本費） | 37,260 円 |
| 野良猫不妊手術費用助成（負担金補助及び交換金） | 3,459,400 円 |
| 合 計 | 4,272,353 円 |

尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱に定める助成金交付は、多頭飼育猫の手術費用の一部を補助することにより猫の不必要的繁殖を抑制し、近隣に対する迷惑を防止することで、動物の愛護と管理を推進し良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において用いる用語は、次の各号に規定するものについては、それぞれ当該各号の意義に従うものとする。

- (1) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設のうち、民間の診療施設の獣医師をいう。
- (2) 多頭飼育 同一家庭において10匹以上の猫を飼育している状況をいう。
- (3) 手術 第1号に規定する獣医師による雌猫の不妊手術をいう。
- (4) 申請書 様式第1号に規定する尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付申請書をいう。
- (5) 承諾書 様式第2号に規定する尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付制度を活用した飼育状況改善支援承諾書をいう。
- (6) 誓約書 様式第3号に規定する誓約書をいう。
- (7) 交付決定通知書 様式第4号に規定する尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付決定通知書をいう。
- (8) 不交付決定通知書 様式第4号-2に規定する尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金不交付決定通知書をいう。
- (9) 報告書 様式第5号に規定する尼崎市多頭飼育猫不妊手術実施報告書をいう。
- (10) 請求書 様式第6号に規定する尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金請求書をいう。

(助成対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 尼崎市に住所を有し、概ね生後3ヶ月以上の手術に耐えうる猫を多頭飼育している者で、飼育状況が劣悪かつ近隣住環境に与える悪影響が顕著であり、飼育状況改善支援者（動物愛護ボランティア、民生委員等）の支援承諾を受け入れる者。
- (2) 前号の規定にかかわらず、同一家庭において飼育している猫が10匹に満たない場合等において、市長が特に必要と認める者。

(助成金の対象及び額)

第5条 同一家庭に対する助成は、同一年度内において10匹を限度とし、助成対象となる費用は、助成対象となる猫にかかる手術費用及びその関連費用（術部感染防止用薬剤費用、堕胎費用）とする。

2 市長は、助成対象となる猫1匹につき8,000円を上限に、実際に要した費用に相当す

る額の合計額を、当該年度の予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、申請書（様式第1号）、承諾書（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請期間)

第7条 前条に定める助成金の交付申請は、毎年4月1日から翌年1月31日までの期間で当該年度の助成額の総額が当該年度の予算に達するまで行うことができる。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、助成金の交付申請を受理したときは、当該申請を行った者の飼育状況及び近隣住環境への影響等についての調査を関係職員に行わせることにより審査を行い、申請後20日以内にその申請が適正であると認められる場合は交付決定通知書（様式第4号）にて通知を行い、その申請が適正でないと認められる場合は不交付決定通知書（様式第4号-2）にて通知を行うものとする。

(助成金の交付決定の取消及び返納)

第9条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、または既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）に規定する第2条第2号から第4号に該当するとき。

(3) 暴力団等の利益になるとき。

(4) その他助成金の交付が不適当であると市長が認めたとき。

(手術の実施)

第10条 助成金の交付決定を受けた者は、交付決定通知書の発行日から20日以内に助成対象となる猫に対して手術を受けさせるものとする。ただし、上記期間内に手術を受けさせなかった場合は交付決定を取り消すものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成金の交付決定を受けた者は、助成対象となる猫に対して手術を受けさせたときは、速やかに市に報告書（様式第5号）に当該手術にかかる領収書を添付して提出するほか、請求書（様式第6号）により助成金の請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第12条 市長は、前条の規定に基づき助成金の請求を受けたときは適法な請求を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

以上

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付申請書

年 月 日

尼 崎 市 長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

下記の飼い猫について不妊手術を受けさせたいので、尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付要綱第6条の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

記

不妊手術（雌） 匹

※飼育している猫をすべて記入してください。

| No | 手術 対象猫 (○を記入) | 名 前 | 種 類 | 性 別 | 毛 色 | 年 齢 | その他（特徴等） |
|----|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| 1 | | | | 雌・雄 | | | |
| 2 | | | | 雌・雄 | | | |
| 3 | | | | 雌・雄 | | | |
| 4 | | | | 雌・雄 | | | |
| 5 | | | | 雌・雄 | | | |
| 6 | | | | 雌・雄 | | | |
| 7 | | | | 雌・雄 | | | |
| 8 | | | | 雌・雄 | | | |
| 9 | | | | 雌・雄 | | | |
| 10 | | | | 雌・雄 | | | |

| No | 手術 対象猫 (○を記入) | 名 前 | 種 類 | 性 別 | 毛 色 | 年 齢 | その他 (特徴等) |
|----|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 11 | | | | 雌・雄 | | | |
| 12 | | | | 雌・雄 | | | |
| 13 | | | | 雌・雄 | | | |
| 14 | | | | 雌・雄 | | | |
| 15 | | | | 雌・雄 | | | |
| 16 | | | | 雌・雄 | | | |
| 17 | | | | 雌・雄 | | | |
| 18 | | | | 雌・雄 | | | |
| 19 | | | | 雌・雄 | | | |
| 20 | | | | 雌・雄 | | | |
| 21 | | | | 雌・雄 | | | |
| 22 | | | | 雌・雄 | | | |
| 23 | | | | 雌・雄 | | | |
| 24 | | | | 雌・雄 | | | |
| 25 | | | | 雌・雄 | | | |
| 26 | | | | 雌・雄 | | | |
| 27 | | | | 雌・雄 | | | |
| 28 | | | | 雌・雄 | | | |
| 29 | | | | 雌・雄 | | | |
| 30 | | | | 雌・雄 | | | |

※飼育している猫の数が表以上の場合は、この表をコピーして全ての猫を記載すること。

尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付制度を活用した
飼育状況改善支援承諾書

年　月　日

尼　崎　市　長　様

助成金申請者（飼い主）

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付要綱第4条の規定に基づき、上記の者が助成金を利用して不必要的繁殖を抑制し、動物の愛護と管理を推進し良好な生活環境を保全する一連の行為について支援する事を承諾いたします。

年　月　日

支援者（動物愛護ボランティア、民生委員等）

住　所 _____

氏　名 _____ 印

肩　書 _____

誓 約 書

年 月 日

尼崎市長様

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付要綱第6条の規定に基づき、助成金の交付を申請するにあたり、次のとおり誓約します。

- 1 尼崎市動物愛護センター職員による飼育状況の調査に協力します。
また、職員の助言に基づき適正飼育に努めます。
- 2 現在飼育している猫はすべて屋内で飼育します。
- 3 不正手段により助成金の交付を受けたとき、また助成金を他の用途に使用したときは、交付された助成金を返還します。
- 4 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力します。
 - (1)暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。
 - (2)上記1の該当の有無を確認するため、尼崎市から必要な情報の提供を求められたときは速やかに提出すること。
 - (3)多頭飼育猫不妊手術助成金交付申請書と関係書類（誓約書等）及び上記(2)の規定により尼崎市が提供を受けた情報を捜査機関に提出することに同意すること。

尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付決定通知書

尼保生第 号
年 月 日
様

尼崎市長 稲 村 和 美

年 月 日付けの尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付申請について、尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付要綱第8条の規定による審査の結果、下記の内容で交付を決定しましたので通知します。

記

1 申請内容

| | | |
|-------|-----|------|
| 住 所 | 尼崎市 | |
| 氏 名 | | |
| 手術希望数 | 匹 | No : |

2 決定内容

| | | | |
|-------|---|---------|--|
| 交付決定数 | 匹 | 交付決定 No | |
|-------|---|---------|--|

※ 助成金の対象項目

- ①不妊手術費用 ②墮胎費用 ③術部感染防止のための薬剤投与費用

3 交付条件

- ・本通知書の発行日から起算して20日以内に手術を受けさせること。
- ・助成金を暴力団等の利益となる行為に使用しないこと。もし該当行為が判明した場合、助成金を返還すること。

尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金不交付決定通知書

尼保生第
年月日
樣

年　月　日付けの尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付申請について、尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付要綱第8条の規定による審査の結果、助成金を交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 申請內容

| | |
|-------|--------|
| 住 所 | 尼崎市 |
| 氏 名 | |
| 手術希望数 | 匹 No : |

2 不交付を決定した猫

尼崎市多頭飼育猫不妊手術実施報告書

年 月 日

尼崎市長様

申請者 住所 _____

姓名_____ 印

電話 _____

年　月　日付、尼保生第　号で交付決定を受けた多頭
飼育猫の不妊手術について、下記の猫の手術を行いましたので尼崎市多頭飼育
猫不妊手術助成金交付要綱第11条の規定に基づき、領収書を添付して報告し
ます。

記

領収書貼付欄

※領収書の枚数や大きさに応じ、この用紙をコピーして使用すること。

尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金請求書

年 月 日

尼崎市長様

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印 _____
電話 _____

金 円(匹分)

尼崎市多頭飼育猫不妊手術助成金交付要綱第8条の規定に基づき、助成金の交付決定を受けましたので、同要綱第11条の規定に基づき、多頭飼育猫不妊手術助成金の交付を請求します。

(手術を受けた猫)

口座振込依頼書

| | | | |
|----------|-------|---------------|-----------|
| フリカナ | | | |
| 口座名義人 | | | |
| 振込先金融機関名 | | 支店名 (支店番号) | 支店 () |
| 口座の種類 | 普通・当座 | 口座番号 | |

■動物愛護管理推進協議会検討事案

1 多頭飼育猫不妊手術費用助成要綱の変更について

2 高齢者・多頭飼育問題作業部会の開催について

3 令和2年度に向けての基金活用案

(1) 野良猫不妊手術費用助成

(2) 多頭飼育猫不妊手術費用助成

(3) ボランティア支援管理費及び譲渡会会場費用助成

(4) 多頭飼育崩壊の未然防止としての活用

(5) 譲渡施設の整備について

家庭でネコを飼っている皆様へ

ネコちゃんの不妊・去勢手術はお済みですか？

健康なネコに手術をするのはかわいそう、と思う方もいるかもしれません。手術をしないで交尾させないというのはネコにとって大きなストレスになります。

また、ネコは一度に約6頭の子猫を産みます。生まれた子猫を全員、責任を持って最期まで飼うことができますか？

不妊・去勢しないとストレスで出やすい問題行動

- 1 異常に吠える、鳴く
- 2 ケンカ
- 3 不適切な排泄(マーキング)
- 4 自傷行為(手足をなめる、自分の尾を追いかける)
- 5 家から出ようとする、放浪する。

不妊・去勢手術をしないと…。

1年後には20頭以上…

メスネコは
生後4~12ヶ月で子猫を産めるようになり、
年に2~4回出産し、
1回に4~8頭の子猫を産みます。

2年後には80頭以上…

3年後には2000頭以上！

増えていく一方で、死んでいくネコもたくさんいるにゃ…

全国的に多頭飼育崩壊が起っています！

飼い主が世話できる数以上にネコを増やしてしまうと、十分なえさや水をやれない、糞尿の掃除も行き届かないといったような劣悪な環境になり、ついには世話ができなくなり破綻してしまう事例が、大きな社会問題になっています。

増えてしまってからでは遅すぎます！

保健所では、増えてしまったという理由での飼い猫の引き取りはできません。また、多頭飼育によって周辺の生活環境が損なわれている場合、動物愛護法に基づき、知事等が飼い主に改善勧告・命令を行う可能性があります。なお、その命令に従わなかった場合は20万円以下の罰金に処せられます。

不幸な命を増やさないためにも、
不妊・去勢手術をしましょう！

犬猫などの相談先

尼崎市動物愛護センター ☎ 06-6434-2233

